



	専務理事	管理部長	事業課長	
決				
裁				

沖労発基 0630 第 4 号
令和 5 年 6 月 30 日

別記の団体の長 殿

沖縄労働局長
(公印省略)

第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について

平素より労働行政の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則(昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。)が全面施行された昭和 56 年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法(昭和 35 年法律第 30 号)との一体的運用を図るため、これまで 9 次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところです。

沖縄労働局における、第 9 次粉じん障害防止対策期間中(平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)のじん肺新規有所見者数は 2 人と、第 8 次粉じん障害防止対策期間中の 3 人に比べると 1 人の減少となり、対策の成果はあがっているものの、依然として発生している現状にあり、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要です。

このような状況に鑑み、別紙のとおり、第 10 次粉じん障害防止総合対策を推進することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨をご理解いただき、会員その他関係事業場に対する本総合対策の周知を図るとともに、本総合対策にあります「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の実施につき、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

○別添 1 令和 5 年 6 月 30 日付け沖労発基 0630 第 3 号「第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について」

○別添 2 令和 5 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 3 号「第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について」

(別添) 粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

(担当) 沖縄労働局 労働基準部 健康安全課
労働衛生専門官 大村
電話 098-868-4402